広報 おだわら
No.580
発行　小田原市役所　〒250 小田原市荻窪300番地　編集　広報課（☎33－1261）
平成4年（1992年）6月1日
人口・世帯（5月1日現在）
人口　195,491人（前月比＋406人）
世帯　63,230世帯（前月比＋432世帯）

新市長 小澤良明氏に決まる

小田原市政のニューリーダー

五月二十四日、小田原市長選挙の投票がおこなわれました。

即日開票の結果、前県議会議員小澤良明氏が第十六代小田原市長に決まりました。

当日の有効投票数は、次のとおりです。

小田原市長選開票結果

当四六四八二	小澤良明	48歳
四三八二七	鈴木八郎	74歳

小澤市長のプロフィール

昭和十六年、細田に生まれる。

昭和十六年小田原市議会議員初当選（以後四期連続当選）

昭和五十六年　小田原市議会議長

昭和六十二年　神奈川県議会議員初当選（以後四期連続当選）

平成三年　二期目に連続当選。

平成四年五月二十四日　第十六代小田原市長（市制施行以来七人目）に初当選。

市政について語る小澤市長

市長に決まりました。

小澤氏は昭和二十七歳で小田原市議会議員初当選以来、市議四期十六年、県議二期五年の間、地方政治発展のために努めてきました。

「私たちの子どもたちに誇れる未来を築きたい。そのために、おだわら21世紀プランの実現に全力を尽くすこと、市民に全力を尽くすこと、市政に参加する「まちづくり市政」を実現すること、そして、二十二世紀を間近に控えた、若さと実力を市政に反映させることが必要です」と、市長就任の抱負を力強く語っています。

大きく育て三基金

潤いのあるまちづくり

潤いのあるまちづくりを進めるために設けられた三つの基金は、六年が経過し、順調に育っています。昨年度行った主な事業こ、今後予定している事業は次のとおりです。

■**ふるさとみどり基金**

国道一号線沿い（国府津駅前周辺）の歩道へのフラワーポットの設置、生け垣普及のための補助、住宅を新築した市民の方に記念樹の配布などを行いました。今年度も記念樹の配布や、学校へ緑化などを行う予定です。

■**ふるさと文化基金**

○「松竹歌舞伎公演」を始めとする市民劇場、「おだわらカルチャーイベント91」の開催、「私、小説家」川崎大太郎、「小田原・足柄の方言」の刊行などを行ってきました。

フラワーポットのある歩道（国府津）

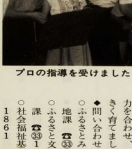
プロの指導を受けました（早川小）

特集・地球にやさしいまちづくり

4・5面

くしたんびとの同行などで、文化イベントや郷土の歴史・文化に触れる事業を行いました。今年度は「仮称」ふるさと小田原の建築百景写真集」の刊行や、平成四年五月二十四日第十六代小田原市長（市制施行以来七人目）に初当選。

伝統芸能についてのビデオ作成などの事業を進めます。

■**社会福祉基金**

小田原社会福祉協議会を通じて福祉の推進や、独り暮らしの高齢者の訪問・見守り事業、福祉の相談

市営住宅 入居者募集 空き家

申し込みの受付は26日まで

市営住宅空き家の入居者を募集しますのでおりと申込用紙は、六月八日（月）から、市役所庁舎建設・総合案内、支所、連絡所で配布します。

○第一種住宅　十二戸
○第二種住宅　十戸
○応募資格
○平成二年六月二十六日以前から市内に住民登録をしていて引き続き二年以上居住し、市税などの納入義務を怠っていない方。
○成人であること。
○持ち家のない方。
○夫婦（婚約者）又は親子主体とした家族。身体障害者四級以上）やお年寄りなど、一定要件に該当する単身者（女子五十歳、男子六十歳以上）。

種別	住宅名	募集戸数
第一種	宮田	5（選考2）
	鹿田	2
	仲沢	1 ＊
	春木	3（選考2）
	花里	2（選考1）
第二種	宮田	1
	鹿田	1
	かすみのせ	2
	浜	1 ＊
	仲沢	1 ＊
	桑原	2（選考1）
	鶴場	1 ＊
	春木	1 ＊

注1 ＊印に限り単身者申込可
注2 募集戸数の変更もあります。

○基準月収額
第一種住宅は、十二万五千円以下（同居の親族に収入がある場合は、それらを合算した額）
第二種住宅は、十一万五千円以下（同居の親族に収入がある場合は、それらを合算した額）
○申込み受付期間
六月一日（金）から六月二十六日（金）まで。市役所二十六日（金）まで。
○応募資格
○必要書類（各一通）
①市役所
②平成三年分の所得税証明書
②の証明書は原則収入の証明書類として扱います。
③健康保険証の写し
④市税証明書
⑤住民票
⑥婚約中の申込みの方は、婚約証明書
⑦の他、市役所が必要と認める書類
◆面接日時・会場
○日時　七月四日（土）午前十時から
○会　場　市役所五階大会議室
○入居許可定日
平成四年八月一日ごろ
○浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けてください。
○共同施設の共益費は入居者負担となります。
○問い合わせ　建築課住宅係
☎1553

幼稚園就園費の補助申請をお忘れなく

市では、幼稚園の就園補助事業として、園料と保育料補助を通じてパンフレットを配布しました。昭和六十一年四月生まれの第四子、第五子の場合、平成元年四月一日までに生まれた第三・第四・第五子の保護者で、次に該当する方は、申請をしてください。

◆対　象
○私立幼稚園の場合
市内に居住し、在園中（市外の園も可）の園児の保護者。
○市立幼稚園の場合
在園中の園児の保護者で、今年度納めるべき市町村民税が非課税の世帯又は均等割課税だけの世帯。
◆問い合わせ　教育総務課事務係☎3671

臨時職員募集

あなたの時間を生かせます

市教育委員会では、退職者などを補充するため、次のとおり臨時職員を募集しています。年齢制限はありませんので、健康で丈夫な方、ぜひお申し込みください。

なお、応募されたい方が多数ある場合は、臨時職員応募者名簿に登録され、必要の都度、連絡させていただきます。

◆募集職種
○臨時事務員
学校用務員の経験生業など。一日三～六時間（月～土）
○給食受入パート
共同調理場から給食の受入れなど。一日三～四時間（月～金）
○臨時給食作業員
給食の調理作業など（資格は問いません。一日五～六時間、月～金）
◆応募方法
市販の履歴書に必要事項を記入し、郵送で提出。
◆問い合わせ　教育総務課事務係☎3671

地球にやさしいごみ対策

生ごみ処理機のあっせん

家庭で簡単にやさしいごみ対策の切り札、「生ごみ処理機」を、ご存じですか。

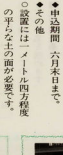

市では地球にやさしいごみ対策の一つとして、年間二～三万程度の生ごみ処理できる「生ごみ処理機」のあっせんを行います。ぜひこの機会に使い始めてみてください。

◆対　象　市内在住の方（法人は除く）
◆子定数　千基（一世帯一基まで）
◆金　額　一基一千五百円（価格千六百円、市負担三千円）
◆申し方法　自治会を通じて申込用紙を回覧します。
◆その他
○設置には、オート四方程度の平らな土の面が必要です。
○中古品や多数の場合は抽選になります。
○自治会などに設置場所を指定した配布の日を定ます。
○問い合わせ　生活環境課環境係☎4411
保育係☎4411
環境事業センター管理係☎3355

下水道受益者負担金 第1期分の納期限は6月30日(火)です

下水道受益者負担金の第一期の納期限は6月30日です。

忘れずに納めましょうなお。

この納期内に1年分から3分の一、一括として納めると、報奨金として次の率に相当する金額が負担金から差し引かれます。

○2年分＝4・5%
○3年分＝17%
◆問い合わせ　下水道課業務係☎1616

今月の納税

個人 {市民税 県民税

―第1期分―

納期限は6月30日(火)です。

税金は納期内に納めましょう。

＊納税通知書は6月初旬に発送します。

求む！市職員

あなたがやらねば

就職を考えているあなたの「ゆとり」がキャリアとなっているの。自分が本当に何をやりたいのかをじっくり考えてみてください。

要求の一つと思われます。地元で働き、仕事に情熱をこめる職場を求める。

地元で働くということも、「ゆとり」につながるえらべる職種。

今年は、次のとおり市職員の募集をします。

◆試験日　9月月日(日)
◆職種・採用予定人数
一般事務　20人程度
土木技術　若干名
保育・幼稚園教諭　若干名
消防士　若干名
○受験資格、申込み方法など詳しくは1月号で詳細をお知らせします。
◆問い合わせ　職員課人事係☎1241

小田原競輪

6月

19日(金)
20日(土)
21日(日)
22日(月)
23日(火)
24日(水)

周辺道路総合交通規制日

障害者手帳・療育手帳が定期券の大きさに

運賃割引きの「福祉等」の身分証明欄が提示できるようになります。

現在の手帳も引き続きご使用ください。

◆申請の手続も引き続き窓口チ・横ニセンチ・印鑑

◆申込み・問い合わせ　福祉課厚生係　☎3467

小さくなる障害者手帳

この度、身体障害者手帳・療育手帳の形が次のように変わることになります。

◇携帯に便利なように、手帳が小さく（定期券の大きさ）なります。

◇手帳カバーに密着させ、手帳を用いなくても「氏名・写真」を明りょうにします。

◇「リサイクルセンター」水樹（を発足させ、その会長に、水樹さんは、環境を守る時と考えられる水と美しい樹木が不可欠なものであるとの思いが込められています。

現在、会員は一千八名、主婦を中心に若い独身女性も頑張っている。生活者の側に立って、身近な活動を続けていきたいとの熱意に賛

長寿のご夫妻に祝い状と祝い品を

九月十五日の「敬老の日」に、結婚六十年、結婚六十七年を迎えた夫妻に、祝い状と祝い品を贈ります。

◆対象　今年の九月十五日までに、引き続き一年以上東内帳等に記載されている夫妻で、次のいずれに該当する夫妻。

なお、県内別居や婚姻の届出が出されていない場合も該当します。

◆問い合わせ　福祉課厚生係　☎3467

いつまでも夫婦仲良く

◎昭和十五年の夫妻

昭和十五年九月十六日～昭和十七年九月十五日の間に結婚された夫妻

◎結婚六十年を迎えた夫妻

大正十年九月十五日～大正十年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七十年を迎えた夫妻

大正十年九月十五日～大正十年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七十年を迎えた夫妻

昭和六年九月十五日～昭和七年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八十年を迎えた夫妻

昭和六年九月十五日～昭和七年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八十年を迎えた夫妻

明治三十年九月十五日～明治三十年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九十年を迎えた夫妻

明治二十九年九月十五日～明治二十九年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九十年を迎えた夫妻

明治二十八年九月十五日～明治二十八年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百年を迎えた夫妻

明治二十七年九月十五日～明治二十七年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百十年

明治二十六年九月十五日～明治二十六年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百二十年

明治二十五年九月十五日～明治二十五年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百三十年

明治二十四年九月十五日～明治二十四年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百四十年

明治二十三年九月十五日～明治二十三年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百五十年

明治二十二年九月十五日～明治二十二年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百六十年

明治二十一年九月十五日～明治二十一年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百七十年

明治二十年九月十五日～明治二十年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百八十年

明治十九年九月十五日～明治十九年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百九十年

明治十八年九月十五日～明治十八年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百年

明治十七年九月十五日～明治十七年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百十年

明治十六年九月十五日～明治十六年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百二十年

明治十五年九月十五日～明治十五年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百三十年

明治十四年九月十五日～明治十四年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百四十年

明治十三年九月十五日～明治十三年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百五十年

明治十二年九月十五日～明治十二年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百六十年

明治十一年九月十五日～明治十一年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百七十年

明治十年九月十五日～明治十年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百八十年

明治九年九月十五日～明治九年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二百九十年

明治八年九月十五日～明治八年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百年

明治七年九月十五日～明治七年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百十年

明治六年九月十五日～明治六年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百二十年

明治五年九月十五日～明治五年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百三十年

明治四年九月十五日～明治四年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百四十年

明治三年九月十五日～明治三年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百五十年

明治二年九月十五日～明治二年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百六十年

明治元年九月十五日～明治元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百七十年

慶応三年九月十五日～慶応三年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百八十年

慶応二年九月十五日～慶応二年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三百九十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百二十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百三十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百四十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百五十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百六十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百七十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百八十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四百九十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百二十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百三十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百四十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百五十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百六十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百七十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百八十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五百九十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百二十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百三十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百四十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百五十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百六十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百七十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百八十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六百九十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百二十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百三十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百四十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百五十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百六十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百七十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百八十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七百九十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百二十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百三十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百四十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百五十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百六十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百七十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百八十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八百九十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百二十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百三十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百四十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百五十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百六十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百七十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百八十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九百九十年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚四千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚五千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚六千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚七千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚八千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚九千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚十千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚百千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚千千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千六百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千七百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千八百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚二千千千九百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千千年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千千百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千千二百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千千三百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千千四百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千千五百年

慶応元年九月十五日～慶応元年九月十四日の間に結婚された夫妻

◎結婚三千千千六百年

慶応元年九月十五日～

みんなで取り組もう 地球にやさしいまちづくり

EARTH YEAR '92

できることから始めよう 地球にやさしい暮らしの工夫

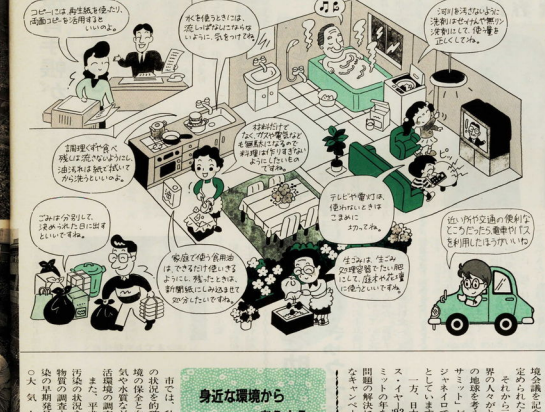

地球が泣いている

- 地球の温暖化が進んでいる
- オゾン層が破壊されている
- 熱帯林が減少している
- 酸性の雨が降っている
- 砂漠が広がっている
- 海洋汚染が進んでいる

自然環境は、生命を育み、本来人間の生活に恵みを与えてくれるものです。しかし、人間が排出したものを浄化する力を持っていますが、しかし、人間の活動が拡大した今、自然環境に大きな負担をかけて、のバランスが崩れてきています。環境は改善されるどころかさらに悪化し、地球環境の保全は、二十一世紀に向けての緊急の課題となっています。今、私たちが取り組まなくてはならないことなのです。

身近な環境から考えよう

市の生活環境の状況は

市では、私たちの周りの環境の状況を的確に把握し、生活環境の保全を向上を図るため、大気や水質などを調査をしています。また、平成元年度から地下水汚染の状況を把握するため有害物質の調査も開始し、地下水汚染の早期発見に努めています。○大気 大気汚染の状況は市内一カ所で連続測定しています。また、工業系の多い地域や住宅地域、幹線道路の多い地域や交通量の多い道路の多くも随時移動測定を行っています。測定結果は経年変化は、総体的に横いの状況で、環境基準を下回っています。

○水 質 川の汚濁の状況は一定の地点で継続的調査しています。また、汚濁の原因などの調査も行っています。

調査結果では、人の健康に有害なシアンやカドミウムなどは検出されていません。

水が流れ込むことにより水の汚濁が見られ、環境基準を超えるところがあります。

○騒 音 騒音の状況は一般的に横いの状況です。

○悪 臭 悪臭の状況は一般的に横いの状況です。

○土 壌 土壌の状況は一般的に横いの状況です。

○ごみ 一人一日当たりのごみの排出量は、平成3年度の調査結果では、1.1キログラムとなっています。

未来を見つめて

地球を考える第一歩を

毎年、六月五日は「世界環境デー」です。

これは、一九七二年六月五日ストックホルムで国連が主催した初めての環境会議を記念し、日本の環境が定められたものです。

それから二十年たった今、世界の人々がこぞって協力して未来の地球を考えようという「地球サミット」がブラジルのリオデジャネイロで今月開催されようとしています。

一方、日本では今年を「アースイヤー92」として、地球サミットの年を記念した地球環境の解決に向けていろいろなキャンペーンが繰り広げられています。

私たちにとってかけがえのない地球が、今、かつてない危機に見舞われています。

環境問題は、オゾン層の破壊や地球の温暖化などに見られるように、国境を越えてきています。これまでの問題は、一方では地球環境に大きな負担をかけていたのです。

私たちの暮らしや生活が、大気汚染、水質汚染などの公害や、ごみの増加などの悪影響、騒音などの問題を生み出してきました。地球環境の問題は、人間の生活や生産活動といった私たちのライフスタイルの問題と密接に関連しています。

今こそ、私たち一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、地球にやさしい社会へと変えていかなければなりません。

世界がベルで、また、個人ベルで環境問題に本気で取り組まなくてはならない時期にきているようなことでしょう。

お知らせ

児童手当 特例給付と現届

農業者年金 巡回相談を開催

今月は、児童手当・特例給付の支払期（2・5月分）です。あなたの認定された金融機関に6月11日に振り込みます。整理期間がある ので、1週間は2・後に受け取ってください。

また、児童手当・特例給付を受給している方は、有効期限が切れ、養育状況などを報告する現況届をしてください。

この届出をしないと、受給資格があっても次回からの手当の支払が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●期間 6月11日(月)～30日(火)

●提出先 児童課（窓口12番）又は、最寄りの支所

・連絡先 児童課 ☎3153

農業者年金の巡回相談は農業者年金委員による巡回相談です。

●日 時 6月16日(火)午前10時～午後3時

●会 場 市役所6・01会議室

●相談内容 農業者老齢年金の受給手続

●経営移譲関係 農業者老齢年金の受給手続

●経営移譲年金受給による税法上の農地の処置

○年金加入手続や農業者年金全般

●問いわせ 農業委員会 事務局 ☎3148

市融資制度のご利用を

○中小企業小口資金
○運転資金
・限度額300万円以内
・返済期間4年以内（6か月据置）
○設備資金
・限度額500万円以内
・返済期間20年以内（1年以内据置）

月相図

●利 率 5年以内4・6％ 5年超4・9％
●申込み 商工課
○事業等立地法正化資金
○工場用地購入資金及び建物図

月日	引取場所	時間
6月2日(火)	橋支所	13時45分～15時15分
6月9日(火)	西四辺幼稚園単場	13時45分～15時15分
6月16日(火)	高木連絡所	10時00分～11時40分
6月23日(火)	豊川支所	10時05分～11時35分
6月30日(火)	下原中央公民館	11時15分～13時45分
7月7日(火)	国府津支所	13時30分～15時00分
7月14日(火)	曽我支所	13時45分～15時15分

飼えなくなった犬猫の引取日

●注 意 停車時間は15分間です。●問い合わせ 生活環境課 ☎33－1486 小田原保健所 ☎22－3135

●上記以外の引取場所 （小田原保健所 8時30分～10時（土・日・祝を除く）） 湘南動保護センター 9時30分～16時（土・日・祝を除く）☎0463－58－3411

★犬・猫の苦情・相談・野犬の捕獲依頼は県動物保護センターへ。☎野良猫対策ダイ312

話番号をダイヤルすると案内を聞くことができます。休日や夜間でも利用できます。

地球にやさしいまちづくり クリーン小田原21よいよ本格化

現在の豊かな生活は、資源を大量に消費することで成り立っています。しかし、このことがごみの増加という新たな問題を生み出し、環境に影響を与えています。

そこで、私たちの生活も資源体を見なおし、ごみの減量化・再資源化の推進を図ることになりました。

「クリーン小田原21」の活動は、今月から生ごみ処理忌の為の一つを開始するのをはじめ、内閣に「地球にやさしいまちづくり」を推進するため、明年十一月、十二月に行なわれる「地球環境サミット」に向けて、「クリーン小田原21推進本部」を設置し、ごみの減量化・資源化に関する組織・体制を作るとともに、「地球にやさしいまちづくり」に向けていよいよ本格化しました。これからみなさんのご協力をお願いします。

・再資源化に関するものまでを運動を行ってきました。

・そして、今年五月八日には市民、事業者・行政等の代表者で組織する「クリーン小田原21推進協議会」を設置し、三者が一体となって有効利用を図ることになりました。

クリーン小田原21の活動は、今月から生ごみ処理忌の為の一つを開始するのをはじめ、内閣に「地球にやさしいまちづくり」を推進するため、明年十一月、十二月に行なわれる「地球環境サミット」に向けて、「クリーン小田原21推進本部」を設置し、ごみの減量化・資源化に関する組織・体制を作るとともに、「地球にやさしいまちづくり」に向けていよいよ本格化しました。これからみなさんのご協力をお願いします。

きれいな空気・きれいな水は私たちの生活に欠かせないもの

みんなで参加しよう ごみ減量化の再資源化の標語・ポスターを募集

クリーン小田原21推進協議会では、「環境」で、ごみの減量化・再資源化に関する標語・ポスターを市民のみなさんから募集することになりました。

市民活動の中でみなさんが気づいたこと、感じたことを作品にしてみてはいかがですか。たくさんのご応募をお待ちしています。

◆応募基準　題材はごみの問題に関するものならなんでもOKです。

◆応募方法　作品、氏名、電話番号を表記の上、氏名、作品次の宛先まで郵送してください。

〒250小田原市荻窪○○○

◆宛先　小田原市役所生活環境課

◆締切り　七月十一日(金)

◆問い合わせ　生活環境課環境保全係　☎34471

環境を守るのはあなたです

合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市街化調整区域内で専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助しています。(市街化区域で対象となる区域もあります。)

対象者に住宅を新規または増築する方で、補助金の交付を受けていない方に、ひとつの制度を利用できます。

なお、設置の工事を着手する前に申請してください。

◆問い合わせ　生活環境公害係　☎31473

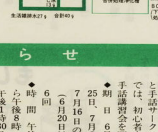

補助金額表

人槽	補助金額
	円
5人槽	309,000
6−7人槽	463,000
8−10人槽	824,000
11−20人槽	1,854,000

できることから始めよう 川の汚れを減らすさまざまな取り組み

環境を破壊するものを写さ私たち一人ひとりのなか

いま、川は私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれる場であるばかりでなく、農業用水・工水道の水源としても利用されるものです。

日常生活で何気なく使っている水は、下水道施設がある地域では、下水道を通って処理場できれいにされてから川に流されます。しかし、下水道施設がない地域では、多くの場合、生活排水は直接川に流されています。そして、今、川を汚す最大の原因となっているのがこの生活排水の汚れです。

そこで、下水道が整備されていない地域では、浄化槽を併せてつくることも法律で義務付けられています。

なお、優秀作品については月刊標子広報のクリーン小田原21シンポジウム(仮称)で表彰します。

◆応募基準　題材はごみの問題に関するものならなんでもOKです。

◆応募方法　作品、氏名、電話番号を表記の上、氏名、作品次の宛先まで郵送してください。

〒250小田原市荻窪○○○

◆宛先　小田原市役所生活環境課

◆締切り　七月十一日(金)

◆問い合わせ　生活環境課環境保全係　☎31473

自治会総連合会の主催で、「クリーンさわやか」と名付けられた川の一斉清掃が多数の市民の方が参加して開催されたり、きた月、昭和四十九年から毎年六月に「山王川・久野川を美しくする会」が中心となって、流域住民や関係者の手で山王川・久野川の清掃が行われ、環境美化に大きな成果をあげています。

こうした市民のみなさん一人ひとりの参加と協力が、私たちの生活環境を守り快適なものにしていく大きな力となっています。

すべて、きれいな空気や水があるゆたかな自然の中でこれからも生活していくために、水資源を大切にしていくことが、環境を守って行く必要があります。

◆問い合わせ　生活環境課公害係　☎33473

おしらせ　歴史と文化の香る都市

手話講習会の開催

小田原市社会福祉協議会と話サークル「城の会」で、手話講習を開催します。

◆期日　6月18日、20日、25日、7月2日、9日、23日、30日、8月6日、13日、20日、27日、9月3日、10日、17日、24日、10月1日、8日、15日、22日、29日、11月5日、12日、19日、26日、12月3日、10日、17日、24日、31日

◆時間　毎週土曜日午後1時30分から午後3時

◆会場　市社会福祉会館

◆講師　手話通訳士　古川鈴子さん

◆対象　手話通訳士を目指す方

◆問い合わせ　市社会福祉協議会　☎34400

国民年金基金に加入を

従来、自営業者(第1号被保険者)の公的老後保障としては、基礎年金だけでした。このため、6種類の掛金制度を設けて信用保証制度に合った年金をつくることができるように、昨年5月から下乗せ年金として、国民年金基金がスタートしました。

どなたでご加入できます。

掛金の限度は、月額6万8000円まで。ただし、加入年齢46歳以下。月額10万2000円まで納めることができます。

◆問い合わせ　神奈川県国民年金基金　☎0045−222−2113

伝言板

◆運転・設備資金
・限度額5百万円以内
・返済期間5年以内(一6か月据置)
◆利率　3年以内4.7%
・返済期間3年超4.7%
◆融資対象となる業種
・飲食業以外の業種
◆問い合わせ　商工課

◆申込み　商工課
◆利率　3年以内4.5%
・返済期間6か月以内
◆利率　4.5%
◆申込み　小田原信用金庫
◎大型店対策特別資金
◎小売商近代化資金
・限度額2000万円
・返済期間10年以内(一6か月据置)
◆申込み　商工課
◎中小企業中長期資金
・限度額800万円以内
・返済期間6か月以内
◆利率　4.5%
◆申込み　小田原信用金庫
◎大型店対策特別資金
・県小規模企業共済資金
・県事業振興資金
◆問い合わ　商工課　☎33511

◎利子補給制度があります。
◎中小企業　商工課
◎商店街共同施設設置資金
◎商店街の設置する共同施設
・限度額2000万円
・返済期間5年以内
◆利率　4.9%
◆申込み　商工課
◎信用保証料補助制度
◎融資制度を利用して信用保証料補助を受けられます。
◆対象業種
◆市中小企業小口資金
・市大型店対策資金
・市大型店対策資金
・県小規模企業共済資金
・県事業振興資金
◆問い合わ　商工課　☎33511

福祉協議会　☎34400

月刊広報

落成

松永記念館 別館展示室

松永記念館が別館展示室を改築し、展示無料公開しより充実しました。

◆開館日　毎週金・土・日曜日
◆開館時間　午前九時～午後五時（入館は四時まで）
◆休館日　毎週月・木曜日、国民の祝日、毎月第四日、年末年始（十二月二十八日～一月四日）
◆入館料　無料
◆交通案内
○所在地　小田原市板橋九四二番一号　☎22-3635
○箱根・板橋・方面行きバス板橋車庫下車徒歩一分
○横浜・東京方面から東海道線小田原駅下車徒歩十分
○鉄道箱根板橋駅下車徒歩十分
◆連絡先　小田原市城内一番八号　郷土文化館　☎23-1377

松永記念館春の特別展

別館落成記念「文豪中河与一寄贈コレクション展」

松永記念館別館の落成を記念して、六月十四日まで、作家中河与一氏より寄贈されたコレクション展を、特別展「文豪中河与一寄贈コレクション展」を開催します。その後、引き続き「中河与」コレクション展示室」として、一般に公開します。

◆会　期　六月十四日～一日まで（月曜日は休館です）
◆時　間　午前九時から午後五時（入場は四時まで）
◆入場料　無料
◆内　容
○原稿　「天の夕顔」等
○日本画　奥村土牛・安田靫彦
○洋画　藤田嗣治・井上三綱等
○書　棟方志功・北原白秋等
○洋画　藤田嗣治・井上三綱等
○小倉遊亀等
○日本画　奥村土牛・安田靫彦
○日本画　藤田嗣治・井上三綱等
○書　棟方志功・北原白秋等
○洋画　藤田嗣治・井上三綱等
○小倉遊亀等
○日本画　奥村土牛・安田靫彦
○洋画　藤田嗣治・井上三綱等
○書　棟方志功・北原白秋

小田原ちびっこマラソン大会

小学生のみなさん、一緒に走ってみませんか。

市教育委員会では、泳げない児童を対象に、少年少女水泳教室を開催します。この夏に泳げるようになりたい子は、参加しましょう。

◆日　程
開講式　七月一日（水）
第一コース＝午後一時～三時
第二コース＝午後四時～五時
三十分
◆会　場　御宮の浜プール
◆募集人員　各コース八十人
◆参加資格
①市内の小学校四年生～六年生で泳げない児童
②全日程参加できる児童
③過去に市の水泳教室に参加した児童で、最終日に残念ながら不合格の児童
◆参加料　一人千五百円（帽子在り同じ程度の児童
◆定　員　一部・二部とも二百人（先着順）
◆代（傷害保険料）
◆申込方法　体育課に用意してある方法用紙に保護者の印を押し、参加料を添えて直接又は現金書留で申込んでください。
◆問い合わせ　体育課　☎33－1733

少年少女水泳教室

7月2日開講

トピックス おだわらとぴっくす

「第12回県西地区障害者と家族のつどい」が盛大に開催されました。

5月17日(日)、県西地区で暮らしている障害者やボランティア2000人が集まり、さわやかな緑の中、パン食い競走、鈴割り等楽しい一日を過ごしました。広々とした会場には、いたるところで歓声がとびかいました。

第26回 婦人バレーボール大会募集

A・B・Cクラスに分て行いますので仲間を集め、気軽にご参加ください。
◆日　時　六月二十八日（日）
◆会　場　小田原スポーツ会館
◆参加料　一人百円
◆申込方法　所定の用紙により六月一日（月）から十五日（月）までに直接、又は郵送により申込みを。
◆代表者会議　六月二十五日（木）午前九時集合
◆会　場　小田原スポーツ会館
◆参加料　チーム四百円
◆申込方法　所定の用紙により六月一日（月）から十五日（月）までに直接、又は郵送により申込みを。
◆代表者会議　六月二十五日（木）午前十時
◆会　場　小田原市民会館
議案について
◆申込及び問い合わせ　〒250小田原市荻窪三〇〇番地　小田原市教育委員会体育課（☎33－1733）

平成4年度 西湖地区少年・少女ソフトテニス大会結果

平成4年度西湖地区少年・少女ソフトテニス大会結果

この大会は、少年百四十六組、少女百七十七組、併せて三百二十三人（六百四十六人の選手）が参加して、五月四日～五月の両日、小田原城址庭球場で開催されました。結果は次のとおりです。

対象	会費	会場	申込先	主催
一般市民	無料	毎日曜日午前9時	会議に時間までに集合	小田原市民ソフトテニス連盟
	300円	6月14日(日)午後7時～9時	会議に時間までに集合	小田原市民会館
	無料	6月4日(日)、6月5日(日)、6月7日(日)	会議に時間までに集合	小田原市歩け歩け会

スポーツとレクリエーション

行事名	日時	会場	対象	会費	申込先	主催
ジョギングを楽しもう	毎日曜日午前9時	旧市役所跡地	一般市民	無料	会議に時間までに集合	小田原市民ソフトテニス連盟
民踊の集い	6月14日(日)午後7時～9時	小田原スポーツ会館		300円	会議に時間までに集合	小田原市民会館
大江戸健登城（箱根から東京まで歩く会）※若石を伴う	6月4日(日)、6月5日(日)、6月7日(日)	6/4 箱根関所(箱根)→箱根湯本→小田原城(小田原) 6/5 小田原城(小田原)→国府津→二宮→大磯→平塚(平塚) 6/7 平塚(平塚)→藤沢→戸塚→横浜→品川→日本橋(東京)		無料	会議に時間までに集合 武井裕雄電☎22－8506	小田原市歩け歩け会

第61回 全日本アマチュア自転車競技選手権大会

オリンピックの代表選考会が小田原で開催されます。日本のアマチュア自転車競技手権大会が小田原で開催されます。ぜひ足を運び「日本一流選手を目の当たりにできるチャンスです。ぜひ足を運び応援ください。

◆主　催　財日本アマチュアサイクル連盟
◆日　程　6月13日(土)　8時～30分開会式　9時競技開始
・14日(日)　9時競技開始
◆場　小田原競輪場
◆問い合わせ　体育課　☎33－1733

『仮名手本忠臣蔵』

出演　市川團十郎。

◆日　時　8月4日(火)
◆会　場　正午開演
◆夜の部　18時開演
◆会　場　市民会館大ホール
◆問い合わせ　市民会館　☎2146

松竹大歌舞伎

③仮名手本忠臣蔵
◆主な出演者
市村團十郎、坂東彦三郎、市村時蔵、市川右之助、片岡千歳　S指定＝4000円
A指定＝3000円
B指定＝1500円
◆問合せ　市民会館事務室、志賀デパートセゾン事務室、長崎屋4Fサービスセンター、おだがいインフォメーション、好評発売中
◆問い合わせ　市民会館　☎2146

中央公民館自主講座 俺たち、青春のライフプランナー

就職や結婚など、人生の分かれ目を迎える君へ、これから の人生を入り色にするために、若者は生き方を見つけこみまえ かんが。

◆対象者　市内在住・在勤・在学の高校生の男女
◆定　員　20人
◆期　間　6月6日～30日
◆受講料　無料
◆講　師　中央公民館職員
◆問い合わせ　中央公民館　☎5300

サイラーピアノデュオ 第12回サロンコンサート

◆日　時　7月26日(日)午後3時30分開演
◆会　場　中央公民館ホール
○エンジュ・ト・ド・サイラー
○カケコ・ド・サイラー
◆曲　目　①トヴォルザーク序曲「謝肉祭」、スコットランド舞曲集　②フリート・ポロネーズ　③ツァイコフスキー「くるみ割り人形」から、高校生に下の踊りはか、原百田（ピ）
◆場券　一般1500円、6月16日(日)から中央公民館、国府津公民館、志津チケットセゾン、伊勢崎書店、八木堂書店、ハ村楽器店、大村楽器店、大ゆ発売。
◆問い合わせ　中央公民館　☎5300

記事の中の『印の番号は、くらしのテレフォンガイドのサービス番号です。☎33－1266に電話をかけ、この番号をダイヤルすると案内を聞くことができます。休日や夜間でも利用できます。

お知らせ

男！の料理教室

参加者募集

食事は健康の維持増進に欠かせない大切な要素です。料理の基本を身に付け、バランスのとれた食事づくりを、また、料理を楽しむことによって、より生きがいをもった暮らしが実現できます。

今より暮らしで食事づくりに困っている方、自分を育所に

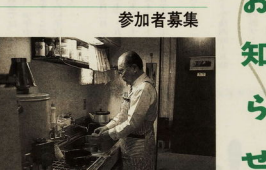
台所に人どのもきた楽し

お答えします・市への提案・疑問

―わたしの提案ハガキから―

病院にもっと優しく

市立病院外来の検子改善を

南町　女性

良い設備と優秀なスタッフに恵まれた市立病院には日ごろから感謝しています。待合室の硬くてだい検子は非常に疲れます。もっと身体にフィットする検子だったら、じっと順番を待つ患者さんはずいぶんと楽なことでしょう。どうか改善を考えてください。

お答え

ご病人にとっては、わずかな待ち時間でも本当に辛いものです。健康な者でも、硬くて平たい検子に長時間座っていると疲れを感じます。

市立病院のホール及び待合室の検子は、昭和六年から六十三百脚を入れました。

一年に新しくしてお病院の建て替えの際に新しくしたものですが、確かに検討し心地のよい検子とはいえませんでした。身体にフィットする検子をと、うご意見にお応えして、待ち時間を快適にすごしていただけるよう、四月十旬に階と、階の待合室に新しい検子を入れました。

「わたしの提案」は電話でもお寄せいただけます。おかめ・くらしのテレフォンガイドへ☎33-1266にお掛けになって、コード番号4811へどうぞ。

なお、従来の検子も、横になって休んでいる患者さんのために、これまでどおり一部残しております。

写真募集　みどりのカレンダー

緑のあっ！まちづくりを進めるため、まちづくりの一環としてのカレンダーを作成します。みなさんの写真・風光明媚な小田原の写真を表現してみませんか。写真・応募をお待ちしています。

テーマ　水と緑の小田原

対象　小田原市内

応募作品

クラープリントでキャビネ（2L）以上のもの

原則として、未発表のもの

一人五点まで、未発表のものに限ります。

原則として撮影した場所が小田原市内であるもの

入選作品の版権は撮影者に帰属します。

応募方法

作品の裏面に住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、郵送または直接持参してください。

締切　平成四年二月二十日

入選作品ネガを必ず提出してください。

入選作品は、小田原市内の公共施設に展示します。

賞　品　入選者に記念品、応募者全員に参加賞（☎250）

応募・問合先　小田原市役所3300　小田原市役所公園緑地課緑化係☎3586

危険物安全週間6/7日～6/13土

危険物　慣れたスキあり　油断あり

消防本部　☎33-2251

体験キャンプ

参加者募集

中学一年生で、全日程に参加できる方

定員　小学六年生・四十人

問合わせ　青少年課青少年係☎3172

◆中学一年生、四十人

◆受講料　無料、ただし傷害保険料五百円は自己負担

◆申込み　個人単位で受付ます。定員を超えた場合は抽選とします。

◆その他　秋期、春期合計三回の定員となります。

問合わせ　青少年課青少年係☎3172

ハラハラドキドキ

地域の少年リーダーを養成するため「地域少年リーダー講座（夏期）」を開催します。今回もユニークで面白い、そしてためになる二泊二日のキャンプです。

◆日程・内容・会場等

◆事前研修　七月十五日（土）午後　聖徳記念館

◆キャンプ／七月二十日（本）～二十一日（土）の二泊二日　塔ヶ峰青年の家

※詳しい日程は、参加者に通知します。

◆対象　市内の小学六年生

◆受講料　無料

◆応募　住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、郵送または直接持参してください。

◆問合わせ・申込み　青少年課青少年係☎3172

お知らせ

高齢者・中川一政生涯展

80年にわたる中川画伯の芸術活動を一望します。

◆期間　6月6日(土)から7月12日(日)（会期中無休）

◆会場　真鶴町立中川一政美術館（真鶴町立中川一政美術館からバス15分）

◆観覧料　大人400円、高校生以下200円、団体（20人以上）は団体扱で、それぞれ100円引きとなります。

問い合わせ　真鶴町立中川一政美術館☎0468-1128

湯河原町、ほたるの宴

幻想的な夏の夜、湯河原温泉郷の夏の風物詩、ほたるの宴。

◆期日　6月13日(土)、14日(日)

◆会場　不動滝（湯河原駅から5番のバス、約20分）

問い合わせ　湯河原観光協会☎63-3755

開成町'92開成あじさい祭

◆期日　6月13日(土)、14日(日)

◆会場　あじさいの里（あじさい公園、あじさい農道）

内容　農産物の販売、プリーマーケット、あじさいのミニオペレット、ファミリージョギング大会など

問い合わせ　開成町あじさい祭り実行委員会☎83-3311

光いも祭

◆期日　6月13日(土)

問い合わせ　光いも会☎63-3755

困ったら、いつでも　6月の市民相談室

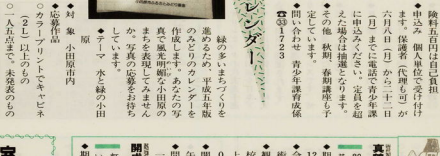

法律相談（予約制）	3/10	24日	一般相談	区役所	各課
税務相談（予約制）	11日	25日	登記相談	区役所	各課
税務相談	16日	8・22日	人権相談	市役所	市民課
法律相談	9日	23日	心配ごと相談	市役所	市民課
行政相談	18日	10時～15時	消費相談	市役所	市民課
市金相談	12日	13時30分～15時30分	人権擁護相談	市役所	市民課
市金相談	5・19日	9時～16時	消費相談	市役所	市民課
市金相談	9時～16時		人権擁護相談	市役所	市民課

●相談は専門の相談員がお受けします

市役所1階正面玄関左側

☎33-1183

ガなガわウエスト

広域情報コーナー